

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成 28 年 12 月 22 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600166 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600092 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 24 年 12 月 31 日の標準賞与額を 18 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 24 年 12 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 12 月 31 日

私は、A社から平成 24 年 12 月 31 日に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該賞与の記録がない。賞与の支給明細書を提出するので、賞与の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び平成 24 年分源泉徴収票並びに事業主の回答により、請求者は、平成 24 年 12 月 31 日にA社から 18 万 7,000 円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、18 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1 万 5,726 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の請求期間の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、18 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 12 月 31 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞

与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 12 月 31 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600167号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600090号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成18年10月1日から同年5月15日に訂正し、同年5月から同年9月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成18年5月15日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1. 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年5月15日から同年10月1日まで

私は、平成18年5月15日にA社に入社したが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の取得年月日が同年10月1日となっている。年金額に反映されなくても良いので、被保険者資格の取得年月日を平成18年5月15日として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の平成18年5月分から同年9月分までの給料台帳、請求者から提出された平成18年分の給与所得の源泉徴収票及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において同社に正社員として継続して勤務し、事業主により報酬が支払われていたことが確認できる。

また、請求者が請求期間に支払を受けていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、請求者の厚生年金保険被保険者の資格取得時における標準報酬月額の決定に係る年金事務所の回答から、24万円であると認められる。

一方、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨回答している上、上記給料台帳により、請求者は、請求期間に係る保険料を事業主により当該給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成18年5月15日であると認められ、同年5月から同年9月までの標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600168号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600091号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年7月から昭和56年6月頃まで

私は、請求期間において、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、その年金記録がない。調査の上、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は請求期間において、A社に勤務していたと主張しているが、同社は、社員名簿に請求者の氏名がないため、勤務状況は確認できない旨回答している上、同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に請求者の氏名はなく、健康保険証の番号に欠番もない。

また、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上に、B健康保険組合は、請求者の加入記録はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務について確認することができない。

さらに、A社は、請求期間当時の賃金台帳等の関連資料を保存していないと回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。